

超高齢化社会に直面する日本。主に高齢の富裕層が持つ財産を経済活性化につなげようと、相続税の課税強化が現実のものになりつつある。「自分にこれはといった財産もないし、もらえるアテもないから大丈夫」と油断していたら、思わぬトラブルに見舞われる可能性も考えられる。どうすれば税金を抑えられるのか、トラブルを回避できるのか。2つの事例を比較してみた。

## ケースA

親族は落ち着きを取り戻したころ、誰かがふと発した「遺産はどうなっているのかな」という言葉に、とりあえず資産の状況を調べてみることにした。

線価は1平方メートルあたり20万円。建物の価額は固定資産税評価額から推計すると1000万円。土地の形状などによる補正は省いたので正確なところはわからないが、自宅の価額は5000万円あたりが

昨年未だでなら全額控除対象となり、相続税の負担がなかったのに、その年から控除が4割切り下げられたので、2800万円分の遺産に相続税がかかる可能性が生じたというのである。

長男一家にしても長女一家にしても、決して納税が無理な税額ではなかった。ただ問題は、両者が亡き父の自宅を引き継ぎたいという思惑が一致していることだった。



らでは遅く、生前からきちんとした相続対策が必要となっているのです。特に京阪神、中でも路線価の高い大阪市内に自宅を持っている人は注意が必要です。

とはいえ、税に関する知識や情報をほとんど持っていない人は、何を誰に相談すればいいかわからない。とりあえず、税理士に相談してみようと思う人も多いはず。

しかし一回の相談に何万円も相談料がかかって、それが毎月のように続くとなると、

たきます。その他、メール

で税務情報発信するサービスや相続税の申告報酬が5%オフになるサービス、現状分析の報酬が5%オフになるサービスなど様々なサービスが受けられます。詳しくは、「相続贈与・COM」をご参照ください。

もちろん相談は無料なのですが、的確なアドバイスができるよう、資産内容や親族関係図など、ご相談内容がわかるものをお持ちいただいた上で、じっくり話を聞か

## ケースB

大阪市内在住のBさん(70)は早くから事業に成功した資産家だ。しかし先日、一時的に体調を崩し、「私が死んだら資産はどうなるのだろう。子供や孫にきちんと渡るの难道うか」と不安になった。最近、相続税が増えるというニュースもよく耳にする。

自分亡き後、遺産相続で一族にトラブルが発生するのも嫌だ。確実に自分の意思を財産相続に反映させる手法はないものか、そんなBさんが考えたのが、生前から段階的に財産を贈与することだ。もちろん自分の財産を親族に贈与すれば、贈与税がかかるが、相続税の基礎控除が切り下げられることを考えれば、贈与

税の方が税負担が軽くなることも考えられる。

Bさんが明日をも知れぬ健康状態というなら話は別だが、10年あれば一人1100万円、3人に贈与すれば計3000万円が無税で贈与できるのだ。一定の期間をかけて

少しずつ贈与していく――。  
これがポイントだ。

しかし名義だけを子や孫に移す「名義預金」では、将来相続税の課税対象になるので、贈与した相手側が実質的に利用できるようになってはならない。「こっそりは美

法です。なぜなら、相続人間でもめることが、相続のデメリットを引き起こす最も大きな原因だからです。もめた結果、税金が高くなることも少なくありません。

▼相続になつたら

相続は、配偶者が相続する財産の額や、小規模宅地の特例をどこで適用するか、財産の評価方法などで大きく税額

が適しているのか、しっかりとアドバイスさせてもらいたいと思います。

もう一つ、有効な相続対策

アドバースがないと多額の財産を失ってしまいます。そうならないためにも、税理士選びは慎重にしてください。

の二つとして、「生前遺産分割」を挙げたいと思います。これは自分の意思がはっきりしているうちに、どの相続人にどの財産を相続させるのかを決めておくことです。死後に相続を巡り、相続人間でトラブルが発生しないように、また少しでも多くの財産を次世代に承継しようと考えるのであれば、極めて合理的な方

また、申告報酬にも気をつけるべきです。申告報酬は、一般的に相続財産の額が多くなれば報酬が高くなるという財産比例方式を採用していると、ころが多いようですが、弊社ではこの方式を採用せず、評価する財産の件数によって料金を積み上げる独自の料金システム（SPシステム）を採用しています。なぜなら、この

ことになった。生まれ育った懐かしい住まいを失い、さらに兄妹は疎遠になってしまった。「父が財産の処分について

て何らかの方針を示してくれていたら、ただそれに従うだけだったのに」。二人はため息をつく。

徳ではない」、Bさんはこう  
思い直し、贈与した金額など  
は明らかにし、自分の判断で  
有効に使うよう諭している。

さらに、贈与と相続の中間ともいえる「相続時精算課税制度」も利用することにした。贈与した時点ではなく、日虎寺で訃頭を確定させて玄

払うので、一見、節税効果は期待できそうにない。しかし長男に贈与した資産運用マンションでは、本来なら自分が受け取るはずだった家賃収入などの収益が、早期から相続人に入るメリットがある。

また、大規模開発などで将来的に資産価値が上昇するような土地などは、実際に相続が発生してからよりも、割安のうちに贈与しておいた方が節税につながる可能性は高い。

逆に価値が下落しそうな場合、相続発生まで待った方が節税損失を回避しやすい。様々な面から資産の有効活用を図る一手法として、単なる相続と比較しながら検討する余裕が生まれたのだ。

さらに、誰がどの資産を受け継ぐのか、生前に本人の意思がはっきり明示されるのので、親族間で相続を巡るトラブルが発生する可能性を低くすることができると。Bさんにとっては、「後世の憂い」を絶つことができたようだ。

方式であれば、算定方法が合理的なので、報酬が明瞭ですし、事前に正確な金額をお伝えすることができるので、相続人の方にとっても安心、納得していただけるからです。ともあれ、税理士は報酬の算定根拠や算定方法を説明しなければならぬこととなっています。依頼する前には、よく説明を聞きましよう。

(近畿税理士会所属)

## 「生前遺産分割」で財産を守れ

相続税は、もはやお金持ちだけにかかる税金ではなくなりました。これからは、生前対策をしっかりしていかなければなりません。本書では新相続税の攻略法を盛り込み、相続税増税に備えた新相続対策を幅広く紹介しています。

